

戦後における財務諸表体系の変遷

渡 辺 和 夫

目 次

- 1 はじめに
- 2 企業会計原則における財務諸表体系
 - (1) 企業会計原則上の財務諸表
 - (2) 財務諸表規則の制定
 - (3) 商法調整意見書と連続意見書
- 3 昭和37年から49年に至る財務諸表体系の修正
 - (1) 昭和37年商法改正と38年計算書類規則の制定
 - (2) 昭和49年の商法改正と企業会計原則修正
 - (3) 財産目録復活論
- 4 平成10年における財務諸表体系の修正
 - (1) 財務諸表三本化の理論
 - (2) 資金繰表から資金収支表へ
 - (3) キャッシュ・フロー計算書の制度化
- 5 むすび

1 はじめに

戦前の財務諸表体系と戦後の財務諸表体系とは著しく異なる。戦前の財務諸表体系は、財産目録、貸借対照表および損益計算書から構成されていた。戦後の財務諸表体系は、企業会計原則によって推進された。財務目録が廃止され、剰余金計算書、剰余金処分計算書および財務諸表付属明細表が追加された。

基本財務諸表の視点からいえば、剰余金計算書の意義が第1に問われなければならない。第2に、商法による財産目録作成の廃止が課題とされた。そして

第3に、キャッシュ・フロー計算書の登場が挙げられる。補助財務諸表としては、剰余金処分計算書と財務諸表付属明細表が関連してくることになる。

戦後における財務諸表体系の変遷を考察するさい、重要な点は商法と証券取引法による二重規制にある。戦前には存在しなかった。企業会計原則の財務諸表体系は証券取引法を通じて実践された。商法と証券取引法の規制を同時に受ける企業にとって、財務諸表体系が異なることはきわめて不都合である。本稿では、企業会計原則に主として焦点をあてつつ、両体系がいかに調整されたかを考察したいと考えている。

2 企業会計原則における財務諸表体系

(1) 企業会計原則上の財務諸表

昭和24年7月に設定された「企業会計原則」の財務諸表体系は、つぎの5つから構成されていた。それはフランコ・ジャーマンの体系と異なるアメリカ的体系であった。

- ① 損益計算書
- ② 剰余金計算書
- ③ 剰余金処分計算書
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 財務諸表付属明細表

特徴的なのは剰余金計算書と付属明細表である。剰余金計算書でいう「剰余金」には利益剰余金と資本剰余金の両方が含まれる。したがって、剰余金計算書は基本的に利益剰余金計算書と資本剰余金計算書から成る。ただし、「利益剰余金については、その明細を損益計算書に剰余金計算の区分を設けて記載し、資本剰余金については、その明細を貸借対照表に記載することができる」（損益計算書原則七）とされている。そこで、利益剰余金計算書は損益計算書と結合させることも可能になる。

剰余金計算書について、岩田巖氏はつぎのように述べている。

「この財務表はアメリカの制度を模してわが国の財務諸表体系へはじめて導入されたものであるが、アメリカと日本とでは株式会社の配当制度が建前を異にするとところから、わが国の剰余金計算書はアメリカのそれとは大分趣の違った独特の内容をもつようになっている¹⁾。」

わが国では株主総会で利益処分が行なわれる。利益処分の内容は翌期にならなければ確定しない。利益剰余金は利益処分によって変動することになる。そこで、岩田氏は利益剰余金計算書の役割について、つぎのように解している。

「利益剰余金計算書はその処分関係を示すばかりでなく、過去の誤謬の訂正関係を表わす機能を有するものである。したがって財務諸表体系における地位として、貸借対照表が今期と後期の配分関係を調整する手段であるに反して、利益剰余金計算書は、今期と前期との関係を調整する手段であるといえることができる。いわば貸借対照表は顔を将来に向けているに対して、利益剰余金計算書は過去に顔を向けているのである²⁾。」

利益剰余金計算書の内容について、企業会計原則はつぎのように述べている。

「利益剰余金計算書は、前期未処分利益剰余金から前期剰余金処分額を控除し、これに前期以前の損益計算における過不足額の修正記入と当期の固定資産の売却損益等を加減して、繰越利益剰余金期末残高を算定し、これに当期の純利益を加えて、当期末処分利益剰余金を表示する。」(損益計算書原則七・A)

したがって、前期損益修正および固定資産売却損益等は損益計算書に記載されず、利益剰余金計算書に記載される。これは当期業績主義にもとづく損益計算であり、損益計算書に示される当期純利益は経常的な利益を示すことになる。

付属明細表は貸借対照表または損益計算書の特定項目について作成される。どのような項目について作成が必要とされるかは、企業会計原則と同時に公表された「財務諸表準則」で示された。

なお、企業会計原則における財務諸表体系の変遷を前もって示せば、図表1のようになる。

1) 岩田巖著『会計原則と監査基準』中央経済社、昭和30年、245ページ。

2) 同書、251ページ。

図表1 企業会計原則における財務諸表体系の変遷

昭和24年設定	昭和38年修正	昭和49年修正	平成10年修正 (連結キャッシュ・フロー 計算書等の作成基準)
①損益計算書 ②剰余金計算書 ③剰余金処分計算書 ④貸借対照表 ⑤財務諸表付属明細表	①損益計算書 ②利益剰余金計算書 ③剰余金処分計算書 ④貸借対照表 ⑤財務諸表付属明細表	①損益計算書 ②貸借対照表 ③財務諸表附属明細表 ④利益処分計算書	①損益計算書 ②貸借対照表 ③キャッシュ・フロー計算書 ④財務諸表附属明細表 ⑤利益処分計算書

※平成10年の配列については財務諸表等規則を参照した。

(2) 財務諸表規則の制定

新しい財務諸表体系が企業会計原則および財務諸表準則によって構築されたとしても、それらが実務界で採用されなければ意味がない。強制力を付与することが大切である。証券取引法にもとづいて昭和25年9月に制定された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、財務諸表規則という)は、財務諸表準則を法制化したものである。

財務諸表規則は財務諸表準則をもとにして作成されたけれども、両者が必ずしも同一というわけではない。財務諸表体系についても、若干の相違が見られる。原秀三氏は、財務諸表規則の特色のひとつとして、つぎの点を指摘している。

「財務諸表の体系としては、安本「準則」及び米国証券法の体系に倣って、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び附属明細表という体系を採用したが、新たに、欠損金が生じた場合には、剰余金計算書の代りに欠損金計算書を、剰余金処分計算書の代りに欠損金処理計算書を添附させることとした³⁾。」

3) 原秀三著『財務諸表規則』中央経済社、昭和25年、61ページ。

また、附属明細表については、つぎの11種を定めている。

- ① 有価証券明細表
- ② 有形固定資産明細表
- ③ 無形固定資産明細表
- ④ 関係会社有価証券明細表
- ⑤ 関係会社出資金明細表
- ⑥ 関係会社貸付金明細表
- ⑦ 社債明細表
- ⑧ 長期借入金明細表
- ⑨ 関係会社借入金明細表
- ⑩ 資本金明細表
- ⑪ 減価償却費明細表

これらの明細表は、「大体において安定本部「財務諸表準則」において作成を要求しているものと同様であるが、有価証券明細表を新たに定めたこと及び修繕維持費明細表を除いたことが「安本」準則と相異している⁴⁾」といわれている。

なお、財務諸表規則の適用範囲は、「規則の別記に掲げる44種の事業を営む株式会社の提出する財務諸表に限定⁵⁾」されており、銀行業等特別の法令で規制されているものについては、適用を除外されている。

(3) 商法調整意見書と連続意見書

昭和26年9月に企業会計基準審議会は「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（以下、商法調整意見書という）を公表した。また、昭和35年6月には企業会計審議会が「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」（以下、連続意見書という）を公表した。いずれも、企業会計原則側から

4) 同書、118ページ。

5) 同書、64ページ。

商法に対する改正提言を行なったものである。企業会計原則と商法の財務諸表は一致していることが望ましい。しかし、現実には大きな隔たりがあった。

商法調整意見書では、第1に決算財産目録の作成を不要としている。第2に、商法第281条の計算書類をつぎのように改める提言をしている。

- 一 損益計算書（利益剰余金計算書をふくむ）
- 二 貸借対照表（資本剰余金計算書をふくむ）
- 三 利益処分計算書（欠損金の処理，準備金の処分に関する計算をふくむ）
- 四 営業報告書（計算書類附属明細書をふくむ）

第3に、計算書類附属明細書は証取規則に定めるスケジュールと可及的同一とするよう改めることを提言している。

こうした提言に対して、法務省の吉田昂氏は、つぎのような意見を述べている。

「企業会計原則は、商法の認めていない剰余金計算書の作成を要求している。……ただ、それはこれまでの損益計算書を二つのものに分化せしめたというべきものにすぎず、商法は未分化以前の損益計算書を考えているのであるから、商法の解釈としては、損益計算書と剰余金計算書の二者を作成することを禁止するものではなく、もし、この二者を作成したときは、この二者をあわせて商法にいう損益計算書に該当するものと解すべきであろう⁶⁾。」

「商法にいう計算書類附属明細書は、貸借対照表又は損益計算書の記載を補うために作成されるものではない。昭和25年の商法改正の際、株主の権利強化のため、アメリカの法律に倣い、株主に会計帳簿書類の閲覧請求権を認めることが考えられたが、その濫用されることをおもんばかり、その権利を発行済株式総数の十分の一以上の株式を有する株主にのみ認め（293条の6）、一般の株主に対しては、附属明細書を作成しこれを閲覧せしめることとした（293条の5）。……従って、名称は「附属」であるが、独立の書類である⁷⁾。」

6) 吉田昂「商法からみた財務諸表体系」『産業経理』第16巻8号，昭和31年8月，80ページ。

7) 同論文，81ページ。

さらに連続意見書では、決算財産目録を不要とする理由がつぎのように説明されている。

「企業会計において損益計算の重要性が強調されるにつれて、貸借対照表と損益計算書とは有機的関連を保つべきことが認識されるようになった。このためには、貸借対照表をも含めて、財務諸表は、正確な会計帳簿に基づいて作成しなければならない。ここにおいて財務目録と決算貸借対照表との関係は切断され、財産目録は決算貸借対照表作成の手段としての機能を喪失するに至り、……決算報告書としての財産目録はその意義を失うに至った。」(第一・三・1)

また、営業報告書は会計帳簿に基づいて作成される報告書ではないので、財務諸表の体系から除くことが望ましいとしている。さらに、「準備金及び利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」の中から、「利息ノ配当」に関するものを除いた部分を、剰余金処分計算書として財務諸表の体系にとり入れることが望ましいとも述べている。(第一・三・3 および5)

飯野利夫氏の解説によれば、「決算財産目録は、……決算貸借対照表の作成のための基礎資料という機能のほかに、資産、負債の総目録としての役割をもはたすものと考えられている。もしそれに課せられているのが第一の機能だけであれば、財産目録を廃止するとしても、特別に支障は考えられない。」しかし、「第二の任務を積極的に果たすために基本的には、企業会計原則にいわゆる財務諸表付属明細書を財務諸表の体系にとり入れることがのぞましい⁸⁾。」と述べている。

また、連続意見書と商法調整意見書の主張が異なる点について、つぎのように説明している。

「連続意見書では、営業報告書は、「必ずしも会計帳簿に基づいて作成される報告書ではない」という理由から、財務諸表の体系から除くことを勧告している点ならびに財務諸表付属明細書を財務諸表の体系にとり入れることを明ら

8) 飯野利夫「財務諸表の体系について」『産業経理』第20巻7号、昭和35年7月、82ページ。

かにすることを望んでいる点において、一面では調整意見書とは異なり、他面では、調整意見書において、かならずしも明確にされてはいなかった点を明らかにした⁹⁾。」

2つの意見書で主張された提言の一部は、昭和37年および49年の商法改正に取り入れられることになった。

3 昭和37年から49年に至る財務諸表体系の修正

(1) 昭和37年商法改正と38年計算書類規則の制定

昭和37年の商法改正は企業会計原則の考えを大幅に取り入れたことでよく知られている。しかし、財務諸表体系の点ではわずかな改正にとどまった。第281条の改正は行なわれず、財産目録の作成は依然として継続した。ただし、財産目録の定時株主総会への提出義務は不要になった（第283条第1項）。それだけでもかなりの前進といえよう。

商法の改正に合わせて、昭和38年3月には「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」（以下、計算書類規則という）が制定された。それは財務諸表の記載内容を商法が規定した最初の試みになる。

計算書類規則によると、損益計算書は、当期利益または当期損失を示したあと、前期繰越利益または前期繰越損失を加減し、当期末処分利益または当期末処理損失を示すことになった（第44条）。この損益計算書は包括主義にもとづくものであり、当期業績主義を採用してきた企業会計原則のそれと相違することになった。

他方において、企業会計原則も昭和38年11月に修正され、「剰余金計算書」は「利益剰余金計算書」に読みかえられることになった。

9) 飯野利夫「財務諸表の体系について—商法調整意見書と比較して—」『企業会計』第12巻9号、昭和35年7月、112ページ。

(2) 昭和49年の商法改正と企業会計原則修正

昭和49年の商法改正ならびに企業会計原則修正は会計基準の一元化を目指して行なわれた。財務諸表体系をめぐる両者の調整は不可避とされた。商法は計算書類から財産目録を排除し、企業会計原則は財務諸表から利益剰余金計算書を除外することにより、実質的な一元化が達成された。

商法第281条に列挙された計算書類および附属明細書について、昭和49年の改正前と改正後を比較すれば、図表2のようになる。商法は損益法にもとづく財務諸表体系を完全に受け入れ、決算財産目録の作成自体を不要としたわけである。ただし、営業報告書は商法に固有の計算書類として存続している。

図表2 商法第281条の計算書類と附属明細書

昭和49年改正前	昭和49年改正後
①財産目録	①貸借対照表
②貸借対照表	②損益計算書
③営業報告書	③営業報告書
④損益計算書	④準備金及利息又ハ利息ノ配当
⑤準備金及利息又ハ利息ノ配当	ニ関スル議案
ニ関スル議案	⑤附属明細書

※改正前の附属明細書は第293条ノ5第1項で規定されていた。

企業会計原則の財務諸表体系は、すでに図表1で示したように、①損益計算書、②貸借対照表、③財務諸表附属明細表、および④利益処分計算書に修正された。この結果、企業会計原則の損益計算書は当期業績主義から包括主義に移行したことになる。

(3) 財産目録復活論

決算財産目録は昭和49年以降作成されなくなった。その結果、財務諸表としての財産目録はいまや忘れられようとしている。財産目録は資産および負債の詳細な内容を記載したものである。総括的な内容は貸借対照表に示されている。

一部の重要項目については附属明細表が存在する。しかし、すべての財産に関する詳細が公開されているわけではない。そこで、財産目録の役割をもう一度見直そうとする動きが生じるわけである。

財産目録は財産管理者の責任を明確にする役割をもつ、というのが安藤英義氏の主張である。

「一時点の財産の実地棚卸記録である財産目録は、財産変動の帳簿記録と相まって、財産管理者の責任財産の高を明確にする。責任財産の数量的確定をめざす、財産目録のかかる役割は、あらゆる財産目録に共通しており、それゆえ財産目録の本質的な役割である¹⁰⁾。」

したがって、「わが国商法は、商業帳簿規定において財産目録を復活すべきである¹¹⁾」という結論が導かれることになる。

その主張は伝統的な財産目録観に対する批判でもある。財産目録の役割は、いわゆる伝統的な会計情報の伝達手段としての財務諸表の役割よりも広くとらえられている。たしかに財産管理責任を明確にすることは大切といえよう。しかし、外部の利害関係者がどれ程関心をもっているかは別問題である。今日の財務諸表は有用な会計情報の提供に重点をおいている。その役割が再検討されないかぎり、財産目録の復活はむずかしいといえよう。

安藤氏よりもさらに積極的な財産目録制度化論を展開するのは五十嵐邦正氏である。同氏は、「財産目録を制度化すれば、ストック情報の体系的な充実が図られることになり、利害関係者にとっても大いに有益となるはずである¹²⁾」と論じている。

財産目録が貸借対照表よりも詳しい情報を提供しうることが明らかである。この主張には会計情報の充実という視点が見られる。当然、財産目録は財務諸表の体系に組み込まれることになる。さまざまな可能性を模索したのち、「目下のところでは財産目録を同じくストック情報を示す貸借対照表に対する明細

10) 安藤英義著『簿記会計の研究』中央経済社、平成13年、160ページ。

11) 同書、163ページ。

12) 五十嵐邦正著『現代財産目録論』森山書店、平成14年、230ページ。

及びその補完情報を示すものとしてとらえる……考え方がむしろ妥当であると解される¹³⁾」と結論づけている。

しかし、財務諸表のひとつに加えるためには、単に有用な会計情報を提供するだけでは不十分である。とりわけ基本財務諸表として位置づけるためには、計算構造面の検討がぜひとも必要になる。

4 平成10年における財務諸表体系の修正

(1) 財務諸表三本化の理論

財務諸表三本化の理論は染谷恭次郎氏が長年にわたって主張してきた考えである。三本化とは、貸借対照表と損益計算書とキャッシュ・フロー計算書を意味する。これら3つの計算書が基本財務諸表を構成する、というのがこの理論の構想である。キャッシュ・フロー計算書は、資金運用表、収支計算書および資金計算書とも呼ばれている。その理論形成の軌跡は昭和25年から平成11年に至る50年間に及んでいる¹⁴⁾。

財務諸表三本化の理論は、「もの」の流れと「かね」の流れの会計として説明される¹⁵⁾。企業の経営活動は「もの」の流れと「かね」の流れを導くものである。「もの」の流れを測定するのは損益会計であり、「かね」の流れを測定するのが資金会計になる。貸借対照表は、それぞれの会計の残高と、期間的なずれから生じる項目を収容し、それらに対する持分を明らかにする。これら3つの計算領域が存在するにもかかわらず、資金会計領域の決算書である収支計算書は作成されてこなかった。それゆえ、収支計算書を主要な財務諸表に加える提案がなされたのである。

13) 同書、231ページ。

14) 染谷恭次郎著『財務諸表三本化に向けて』雄松堂出版、平成11年、iiiページ。同書には28篇の論文と2篇の座談会が収録されている。

なお、同書よりも前につぎの論文集が出版されている。染谷恭次郎著『財務諸表三本化の理論』国元書房、昭和58年。

15) 同書257-267ページ。

『資金会計論』によれば、資金運用表における資金概念には、現金預金、支払資金（取引上の短期債権の合計額から取引上の短期債務を控除したもの）、正味当座資産および正味運転資本の4種が挙げられる¹⁶⁾。これらのうち同氏が選択するのは、正味当座資産である。それは資産を現金系統資産と費用系統資産に分類する考えと密接に結びついている。現金系統資産は資本循環過程における回収資本を意味し、費用系統資産は投下資本を意味する。棚卸資産は後者に属するものであり、資金概念に含めない方が適切である。したがって、棚卸資産を除外した正味当座資産概念が選択されたのである。

キャッシュ・フロー計算書が制度化される前の見解として、あと2つを紹介しておきたいと思う。

ひとつは鎌田信夫氏の見解であり、「財務情報の有用性を高めるという見地から、取得原価を離れて売却時価を導入し、発生主義会計の発展形態として、現金収支会計と売却時価会計を統合する理論¹⁷⁾」を展開している。どの程度制度化につながりうるか、興味深い見方である。

いまひとつは佐藤倫正氏の見解であり、基本財務諸表の要件として、①有用性、②網羅性、③連携性を提示し、資金計算書がこれらの要件を満たしうることを示唆している¹⁸⁾。

(2) 資金繰表から資金収支表へ

わが国における資金計算書の発展は、資金繰表、資金収支表、そしてキャッシュ・フロー計算書という3つの異なる名称によってあとづけることができる。資金繰表は昭和28年から有価証券報告書に採り入れられており、資金収支表は昭和61年の報告書を契機として作成されるようになった。また、キャッシュ・フロー計算書は平成10年に設定された会計基準にもとづくものである。

資金収支表が作成される直前の資金繰表について、163社を対象とした実態

16) 柴谷恭次郎著『増補資金会計論』中央経済社、昭和35年、23ページ。

17) 鎌田信夫著『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房、平成7年、129ページ。

18) 佐藤倫正著『資金会計論』白桃書房、平成5年、238ページ。

調査が行われている。その調査では、つぎのような点が明らかにされている¹⁹⁾。

資金繰表の表示形式は、期首資金残高に正味の増減額を加減算することによって、期末の資金残高を示す報告式—照合式が最も多く、163社中160社（98.2%）で用いられている。

資金繰表の表示区分は、収入科目あるいは支出科目を活動別あるいはその他の目的別などに区分することを全く試みない無区分のものが最も多く、163社中155社であり、95.1%を占めている。

実務上、資金繰表はかなり定型化されていたようである。しかし、資金情報の提供という点では不十分なものであった。

そこで、昭和61年10月に企業会計審議会第一部会小委員会は、「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」のなかで、資金繰り情報の改善を求めたのである。

資金情報の問題点として挙げられたのは、つぎの諸点である²⁰⁾。

イ 企業活動の態様ごとの区分表示が行われていないため、資金の調達及び運用状況を的確に把握することが困難であること

ロ 明確な作成指針が示されておらず比較可能性等が十分に確保できないこと

ハ 資金の範囲が現預金に限定されており、企業活動の実態が十分に反映されていないこと

そして、つぎのような改善策が提言された²¹⁾。

(1) 資金の範囲は、現預金だけでなく市場性のある一時所有の有価証券をも含むものとする

19) 鎌田信夫・澤村隆秀「資金繰表における資金情報開示の実態」『南山経営研究』第2巻3号、昭和62年12月、553-554ページ。

20) 兼田克幸「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について—企業会計審議会第一部会小委員会中間報告の概要—」『税経通信』第42巻1号、昭和62年1月、42ページ。

21) 新井清光「財務情報の充実に関する中間報告について」『税経通信』第42巻1号、昭和62年1月、34-35ページ。

(2) 資金の収支は、「事業活動に伴う収支」と「資金調達活動に伴う収支」に二区分し、さらに前者を収入と支出別に営業、営業外、有形固定資産等の売買、決算などの細目に分けて記載すること

(3) 以上による様式の改善に伴い、その名称を「資金収支表」とすること
こうした措置により、資金情報の改善が行なわれた。しかし、資金収支表を財務諸表外として位置づけた点は、従来と変わりなかった。それを財務諸表の体系に組み込むのは時期尚早と判断されたのである。

(3) キャッシュ・フロー計算書の制度化

平成9年6月に連結財務諸表制度の見直しが行なわれ、証券取引法上、個別財務諸表に代わって連結財務諸表が主たる財務諸表の位置をしめるようになった。そのさい、連結ベースのキャッシュ・フロー計算書の導入が提案された。それを受けて、平成10年3月に公表されたのが、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」（以下、意見書という）である。意見書の表題が「等」となっているのは、「連結ベースだけでなく個別ベースのものや、さらには中間期のものもあわせたキャッシュ・フロー計算書のすべてを対象に、作成基準を設定しようとする趣旨である²²⁾」とされている。

同意見書によれば、キャッシュ・フロー計算書は、「一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に企業活動全体を対象とする重要な情報を提供するもの」（二）である。キャッシュ・フロー計算書は財務諸表のひとつとして位置づけられているけれども、それが基本財務諸表かどうかという点について明言を避けている。暗黙的に、そのように理解されているにすぎない。

斎藤静樹氏はつぎのように述べている。

「財務諸表の体系という観点からは、特に間接法による計算が、貸借対照表

22) 斎藤静樹「「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」の経緯と概要」『企業会計』第50巻7号、平成10年7月、38ページ。

や損益計算書からでも導かれるのではないかという議論は少なくない。そうした違和感を薄めているのも、あるいは情報としての有用性なのかもしれない²³⁾。」

キャッシュ・フロー計算書が基本財務諸表としての地位を確立するためには、理論的な研究がまだ不足しているといえよう。

さらに同意見書は、資金の範囲に関する資金収支表上の問題点を、つぎのように指摘している。

「現行の資金収支表においては、現預金及び市場性のある一時所有の有価証券が資金とされているが、資金の範囲が広く、企業における資金管理活動の実態が的確に反映されていないとの問題点が指摘されている。」(三・2・(1))

そのため、対象とする資金の範囲は、現金および現金同等物とし、現金同等物は、「容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資」とされた。なお、表示区分については、営業活動、投資活動および財務活動の3区分とされた。

以上のようなキャッシュ・フロー計算書は、平成11年4月1日以後開始する事業年度から実施されるようになった。もっとも、それはあくまでも証券取引法上の制度化であり、商法上はまだ受け入れられていない。ここにおいて、再び両者の乖離が生じている。

5 む す び

戦後の財務諸表体系は企業会計原則と商法との調整ならびにキャッシュ・フロー計算書の新たな登場として特徴づけることができよう。企業会計原則と商法の調整は、主として、商法による財産目録の廃止および企業会計原則による利益剰余金計算書の除外によって達成された。また、キャッシュ・フロー計算書の新たな登場は、一部の研究者による提唱とともに、長年にわたる実践から

23) 同論文、44ページ。

誕生したものといえよう。

財務諸表の体系をめぐる議論はまだ続くと予想される。個別ベースと連結ベースのどちらが優先するのであろうか。財務諸表体系と計算書類および附属明細書との関係は今後どのように調整されるのであろうか。委員会等設置会社においては取締役会が利益処分の権限をもちうるようになるが、それでも利益処分計算書の作成は必要なのであろうか。まだ多くの問題が残されている。